平成２４年（再イ）第２号
愛媛県西予市三瓶町朝立１番耕地147番地１
再生債務者　児島佑一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月８日　松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（再イ）第２７２号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目６番15号
再生債務者　南部　秀雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２９１号
札幌市厚別区青葉町12丁目９番55号　コーポライジングサン２Ａ―203号
再生債務者　菊地　正人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３０７号
札幌市清田区清田５条４丁目２番21号
再生債務者　小林久米子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３号
北海道士別市大通東17丁目3143番地147
再生債務者　名島　範一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月９日　旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（再イ）第４９号
静岡市清水区北脇308番地の４
再生債務者　筑地　邦人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月９日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第５１０号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番40号
再生債務者　原口　和栄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第４号
和歌山県岩出市中迫647番地の10
再生債務者　福原　幸二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月９日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再イ）第１３号
和歌山市塩屋５丁目２番33―205号　ライオンズマンション和歌山塩屋
再生債務者　今村　　智
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月９日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第６号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下、「料金公告」という。）１．⑵①イ㈠（ハチ）Ｂに基づく集中工事等に伴う料金調整及び１．⑶㉘に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年１月 23 日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

集中工事等に伴う料金調整「中央自動車道　笹子トンネル天井板落下事故復旧工事に伴う料金調整」

⑴　料金の調整を行う自動車
中央自動車道富士吉田線の都留インターチェンジ又は河口湖インターチェンジ（以下「対象ＩＣ」という。）を流出、流入又は通過する全自動車。

⑵　料金調整額等
対象ＩＣと各インターチェンジ相互間の料金の額は、中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額と同額とする。
ただし、中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジ、都留インターチェンジ及び河口湖インターチェンジの各インターチェンジ相互間の料金の額は０円とする。

⑶　実施期間
平成25年１月１日から平成25年３月31日まで。ただし、中央自動車道富士吉田線の大月ジャンクションから勝沼インターチェンジ間の片側対面通行運用が終了した場合には、当該終了した日までとする。

⑷　その他
各種割引については、上記料金調整を実施した料金の額に対して適用する。

企画割引「中央自動車道西宮線の復旧工事に伴う料金調整」

⑴　割引をする自動車
対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをＡインターチェンジ、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから勝沼インターチェンジ間（以下「対象区間」という。）を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをＢインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをＣインターチェンジ（ただし、Ｂインターチェンジ及びＣインターチェンジは⑷①又は⑷②に定めるインターチェンジに限る。）、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、対象区間を迂回する目的でＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行して高速国道を順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて迂回走行の事実を示した自動車。

⑵　割引率等
再流入後に利用したＣインターチェンジとＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該ＣインターチェンジとＤインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

㈠　対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートル以下の区間の場合
全車種を対象として、ＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。